

OECD ENVIRONMENTAL STRATEGY: 2004 REVIEW OF PROGRESS

Summary in Japanese

OECD 環境戦略: 2004 年進捗状況レビュー

日本語要約

「OECD 環境戦略」は 2001 年に OECD 諸国により採択された

「21 世紀初頭 10 年間の OECD 環境戦略」は 2001 年 5 月 16 日に OECD 環境大臣会合で採択され、2001 年 5 月 17 日に OECD 閣僚理事会で承認された。この「戦略」では、持続可能な開発の文脈の中で費用効果と運用性の高い環境政策を促進するための 5 つの相互に関連した目標が特定されている。OECD 諸国はこれらの目標を達成するための主要な課題を洗い出し、これらの課題に対処するための 71 の国家的行動をリストアップするとともに、OECD に対し、様々な分野で一層の取り組みを行うことによって各国をサポートするよう求めた。「戦略」で取り上げられている主な問題は、2001 年版「OECD 環境アウトルック」で、環境の持続可能性を確保するという長期目標に向けて前進するために早急に対処する必要がある環境問題として特定されているものである。

「戦略」の全面実施にははるかに大胆な政策が必要とされる

本報告書は「OECD 環境戦略」の実施に関する当初の進捗状況をレビューしたものである。全体として、本書は、各国とも幾つかの分野で良いスタートを切っているものの、「戦略」を 2010 年までに全面実施するためにはこれまでよりもはるかに大胆な措置が必要であると指摘している。現行の政策は、適切に生物多様性を保護したり、気候変動に対処したりするには不十分なものであり、主要セクターにおける環境圧力と経済成長とのデカップリング（分離）の進展ペースも遅すぎる。本書では、取り組みが必要とされる環境政策改革への幾つかの障害—政策統合の遅れといった政治的な障害や情報不足等—が特定されている。適切な環境政策を整備・実施できるようにするためには、OECD 諸国の環境大臣はこれまでも増して他省庁や他国の関係者、そして実業界や市民社会のパートナーとの連携を強化していかなければな

目標1:
生態系の完全な状態での維持

OECD 諸国が既存の環境目標を達成し、将来の気候変動に対処するには更なる政策が必要

OECD 諸国では水への需要の管理で進展が見られており、また、水サービスへのアクセスと価格に関する問題への取り組みが行われている。

らないだろう。

「OECD 環境戦略」の目標 1 は、天然資源の効率的な管理によって生態系を完全な状態で維持することに焦点を当てており、優先的に取り組むべき分野として気候変動、淡水、生物多様性の 3 つを挙げている。

多くの OECD 諸国では温室効果ガス (GHG) 排出量はなお増加しているものの、経済成長の GHG 集約度については大半の国で低下している。多くの国が民間セクターや他国と連携し、気候変動に対処するためのツールや新技術の開発面でシナジー効果をもたらしている。OECD 加盟国の約半数が炭素税ないしエネルギー税を導入している。また、OECD 約半数の国で気候変動に対処するための産業界による正式な自主的取り組みが始まっているほか、排出権取引制度も重要性を増している。

にもかかわらず、大半の OECD 諸国が京都議定書で合意した目標はもとより、国連気候変動枠組み条約の目標を達成するためには、追加的な措置が必要であるのは明らかである。OECD 諸国は排出権取引制度、炭素税、プロジェクトベースの柔軟性メカニズムを導入し始めたばかりであるが、コストを許容水準に保つためには、これらの措置は今後の気候変動対策でますます重要な要素になっていくだろう。GHG 削減への現行のコミットメントにもかかわらず、今後数十年にわたり気候変動の重大な影響が生じることが見込まれており、OECD 諸国は、気候変動対策を国内政策にも開発援助プログラムにも統合していく努力を迫られるだろう。

大半の OECD 諸国は、水価格メカニズムの利用を拡大して需要を管理する等、淡水資源管理によって人々のニーズを満たすに十分な水を確保することに成功している。低所得世帯の水サービスへのアクセスとその価格に関する社会的懸念についても配慮を強めている。それ以上に大きな課題となっているのは、人的ニーズばかりでなく、淡水に対する生態系のニーズをもより強く反映した水管理政策を策定・実施することである。OECD 諸国は 2005 年までに統合的な水資源管理計画を整備すると誓約しているが、その適切な実施を実現するためには相当な資源を配分する必要があるだろう。大半の国の国レベルでは水資源は持続可能な方法で利用されているが、一部の地域 (乾燥地域や半乾燥地域等) や特定の時期において秘かに持続不可能な利用が行われている可能性もある。

OECD 諸国では、最も汚染の著しい水への浄化は行われており、特に産業廃水システムや都市廃水システムからの地表水への点源排出量は大幅に削減されている。しかし、農業廃水による汚染や非点源汚染への対策はあまり進んでいない。大多数の OECD 諸国はまだ内陸水の基本的な水質基準 (漁業や水泳への適性) を満たしていないのが現状である。

しかも、大半の OECD 諸国では強い農薬や硝酸肥料の使用により、また国によっては酸性化により、地下水の水質は悪化傾向にある。

生物多様性関連の目標を達成するために設置される保護区は OECD 諸国の全土地面積の 14.6%に達し、回廊（コリドー）で保護区と保護区をつなぐ生態ネットワークの創設もある程度進展している。しかし、保護区については管理を大幅に改善する必要があるほか、海洋保護区を増やすことも緊急に必要とされている。保護区外の生息環境の喪失や断片化を遅らせるとともに、天然資源管理に生態系アプローチを適用することについてはまだ課題が残されており、セクターごと（農業、漁業、森林、観光等）の政策に生物多様性への懸念が盛り込まれていないことを示している。絶滅の危機に瀕しているとされる種の比率は引き続き上昇しており、野生の脊椎動物総数に関する各種指標は低下を続けている。持続可能な漁業管理に資する主要な国際協定がここ数年で二つ発効しているが、実施後間もないため、漁業資源の過剰漁獲傾向を鈍化させるにはまだ至っていない。

保護区外での生物多様性の喪失が続いているほか、水産資源等の共有資源も過剰に利用されている

自然保護費の総額（公的と民間の総額）は依然として限られたものであるが、OECD 諸国は様々な政策措置によって生物多様性の持続可能な利用と保護を促すインセンティブを提供している。生物多様性の持続可能な利用を促進する市場型手段（料金、課徴金、環境税）の利用が増えている他、個別の譲渡可能な漁業割り当てや湿地保護のための開発権の利用等、明確に定義された財産権の譲渡も増えている。

目標 2 :
環境圧力と経済成長とのデカップリング

「OECD 環境戦略」の目標 2 は、持続可能な消費・生産パターンを実現するという文脈の中で環境圧力を経済成長から切り離すこと（デカップリング）を重視したものであり、優先分野として農業、エネルギー、輸送が挙げられている。

農業が環境に及ぼす悪影響の削減についてはある程度の進展が見られているが、更に多くのことが必要とされている。土地利用と土壌の損失は減少し、農地内生物多様性の長期的な低下は鈍化し、農業からの温室効果ガス排出量はある程度削減されている。しかし、多くの国では農業における水使用量が増えている他、肥料と農薬の散布量も高水準にとどまっている。多くの OECD 諸国は農業環境措置の拡大とクロスコンプライアンス（環境条件をクリアした農家に対してのみ各種助成を行う）によって農業が環境に及ぼす影響に対処している。しかし、環境に最も有害な影響を与える恐れのある助成である市場価格支持やアウトプットベースの支払い、インプットへの補助金は今でも農業助成総額の 80%を占めている。

環境に有害な農業助成金を徐々に減らしていくか、改革する取り組みを加速させる必要がある

評価できる動きとしては、遺伝子組み換え作物の環境や健康への潜在的な影響に対処する規制監督制度が全ての

輸送分野の大気汚染物質は大幅に削減されているが、都市の交通渋滞解消や、大気汚染基準の達成にはより大胆な政策が必要である

エネルギー効率は高まっているが、価格設定の改善や、迅速な新技術取込みによってエネルギー利用の環境への影響を大幅に削減できる

OECD 諸国に整備されたことが挙げられる。

OECD 諸国では、しばらく前から輸送分野から排出される大気汚染物質が環境や健康に及ぼす影響は低下している。しかし、大部分の汚染物質の排出量は依然として高水準にとどまっており、大気汚染や酸性化、富栄養化、対流圏オゾン等は引き続き基準値を超えている。道路網や輸送活動全体の拡大が続いているため、騒音削減、生息地断片化の防止、輸送分野の汚染物質排出量削減がペースダウンしている一方で、輸送分野の二酸化炭素排出量は引き続き増加している。

全ての OECD 地域の大気汚染や排出量に関する規制上の目標は、利用可能な最高の制御技術を用いて 2008 年までに達成されることを目指したものである。多くの国は、環境の外部性や交通渋滞緩和を的を絞り、環境にあまり害の無い交通手段へのシフトを促進するために、輸送税・料金システムの改革を行っている。公共交通手段の利用を促進するため、路面電車や小規模鉄道を導入・拡充し、都市間の旅客鉄道能力を高めている国もある。しかし、都市のスプロール化とそれに伴う環境への影響削減を的を絞り込んだ政策を導入している国はわずかしかない。海上輸送分野の環境リスク削減については、標準以下の船舶を根絶するための行動計画が 2001 年に OECD 諸国により合意されているほか、欧州では一重船体（シングルハル）タンカーを燃料油の輸送に使用しないようにするスケジュールの前倒し実施が 2003 年に合意されている。しかし、この計画が完全に実施されるまで、石油や有害物質による海洋汚染のリスクはなくなる。急増している航空輸送の環境への影響についても早急に対処する必要がある。航空輸送はすでに輸送関連エネルギー消費量の約 11% を占めている。輸送や都市計画との統合の強化や輸送計画における戦略的環境影響アセスメントの利用等が必要とされている。

工業、家庭、商業部門のエネルギー利用効率は、価格インセンティブやビル、家電、電気モーター分野での規制及び自主的アプローチに促進された技術革新の結果、改善を見せている。しかし、より低コストの、あるいはコストの全くかからない選択肢を含めて、エネルギー効率を更に改善していく可能性にはほとんど手が付けられていない。例えば、大半の OECD 諸国では特に家電の待機電力は依然として規制されていない。

エネルギーの生産と転換に関しては、多くの OECD 諸国では市場の力と規制改革によって石炭からガスへの燃料代替が促進され、その結果、環境へのメリットがもたらされている。財政政策、給電料金（feed-in tariff）補償、取引可能な再生可能エネルギー証書その他の政策によって、再生可能エネルギー源の開発が急成長しているとともに、低い水準からではあるが、熱電気複合利用も増えている。こうした動きによ

って、エネルギー生産の炭素集約度が低下し、二酸化硫黄や粒子状物質等の空中汚染物質の排出量は更に減少している。更に、炭素の回収・固定の実行可能性と費用対効果についても新たな研究がいくつか開始されている。構造改革とエネルギー効率の改善が相まってエネルギー利用と経済成長とのデカップリングはある程度進んでいる。しかし、環境コストのエネルギー価格への内部化促進やクリーン技術の一層の普及等、現行よりはるかに大胆な政策措置を実施しない限り、これ以上の改善は期待できない。

目標3：
意思決定のための
情報の改善

環境情報の収集と
普及の改善は政策
決定の透明性とア
カウンタビリティ
の強化に寄与して
いる

「OECD 環境戦略」の目標 3 は、進捗度を測る指標の活用等によって意思決定のための情報を改善する必要性に焦点を当てている。アカウンタビリティを促進する取り組みの中で、多くの OECD 諸国は情報伝達用の少数のサマリー指標を作成しており、中には環境見通しを出している国もある。環境データの収集と配布を行っている国の数は増えており、データの範囲も拡大している。成功している事例としては、OECD 加盟国の約半数が大気中の化学物質排出データを定期的に作成したり、化学物質排出移動量届出 (PRTR) 制度を創設したりしていること等が挙げられる。環境情報の報告と交換には効率的なウェブベースの技術がますます利用されるようになってきている。環境影響アセスメントや費用対効果、費用対便益の分析も更に一般化している。近い将来に OECD 環境パフォーマンス審査の手法を一部の非 OECD 加盟国へと広げることで合意に達している。

しかし、生物多様性、環境パフォーマンスの経済的側面、毒性汚染関連のリスク等重要な分野では依然として質の高い政策関連のデータやセクター別の詳細なデータが不足している。データのタイミングや国際的、時系列的な比較可能性についてもなお大いに改善する必要がある。また、多くの国が中核的なデータ収集活動を継続しつつ環境情報への需要の拡大に応じていくのはいよいよ難しくなっているとも感じている。

目標4：
社会と環境のイン
ターフェースに対
処

OECD 諸国は化学
物質の製造と使用
に関連した環境や
健康へのリスクに
対処する活動を行

「OECD 環境戦略」の目標 4 は、社会と環境のインターフェースに対処する必要性に焦点を当てている。OECD 諸国はこの分野では、「化学品の分類と表示の世界調和システム」に関する活動、内分泌攪乱物質の検査と評価、化学品検査ガイドラインの作成と改定、大規模事故リスクの防止等によって引き続き前進している。OECD 諸国は大量生産化学物質の検査と評価のプロセスを加速させている。化学物質取引についての「事前のかつ情報に基づく同意の手続 (PIC) に関するロッテルダム条約」は 2004 年 2 月に発効し、「残留性有機汚染物質 (POP) に関するストックホルム条約」も 2004 年 5 月に発効する。少数ではあるが、特に脆弱なグループが有害化学物質や大気汚染にさらされることを制限する措置を導入している国もある。

っている

OECD 諸国の中には環境税収の一部を人件費の削減に充てている国も少数ながらある。ただし、この「二重配当」アプローチについては雇用への影響を把握する必要がある。大半の OECD 諸国は、環境改善へのインセンティブを維持しつつ、低所得世帯でも水、エネルギー、廃棄物処理等のサービスを利用できるように料金調整、直接的な所得助成、サービス引換券等の広範な措置を講じている。OECD 諸国の大部分では環境問題や環境教育における情報、参加、司法へのアクセスに関しては前進しているが、環境情報へのアクセスについてはそれが環境以外の省庁や半官半民機関によって保有されている場合には公平性を欠くものとなっている。

目標 5:
国際的な環境ガバナンスと協力を改善

「OECD 環境戦略」の目標 5 は、グローバルな環境の相互依存を鑑みてガバナンスと協力を強化する必要性があることを強調している。国際的な環境ガバナンスは幾つかの多国間環境協定 (MEA) の発効によって強化されている。OECD 諸国は更に多くの環境条約を批准しているが、その中にはまだ発効していないものもある。また、既存のいくつかの条約の統制や審査のメカニズムを強化したり、MEA 事務局間の協力を改善したりする措置もサポートしている。地域や二国間の投資・貿易協定や 2001 年 WTO 閣僚宣言 (ドーハ開発アジェンダ) 等、環境的な要素を取り込んだ経済協定も増えている。しかし、環境破壊責任に関する多くの国際協定の批准は遅々として進んでいない。

飲料水や衛生へのアクセスに関するもの等の国際的に合意された目標を達成できるほどの資源動員は行われていない

OECD 開発援助委員会 (DAC) のメンバー国は 1998 年以降毎年 500~550 億米ドルの政府開発援助 (ODA) を行っており、そのうちの約 50~60 億米ドルは環境関連の活動に提供されている。DAC のメンバー国は気候変動等の環境問題対策をその中核的な開発援助活動に組み入れる活動も行っている。海外直接投資が増えているにもかかわらず、飲料水や衛生へのアクセスに関するヨハネスブルグ・コミットメント等、国際的に合意された目標を達成できるほどの資源動員は行われていないのが現状である。

OECD 諸国は 2003 年、輸出信用の提供規定に環境問題への配慮を盛り込む共通の手法について合意した。一部の OECD 諸国はそれ以降、信用保証の恩恵を受けるプロジェクトに課される環境影響評価義務を強化したり、環境目標をプロジェクトプランニングや融資決定に組み入れる際の透明性を確保するその他の措置を講じたりしている。また、OECD 諸国は環境関連の部分を含めて OECD 多国籍企業ガイドラインの実施も奨励している。OECD 諸国の企業セクターでは環境管理システムを実施し、環境報告書を発行する例が増えているが、体系的な環境会計や関連の報告書を出している企業は少なく、そうした報告書について第三者の認証を受けている企業は更に少ない。

OECD の一層の取

「OECD 環境戦略」にリストアップされている国家的行

り組み：

OECD は今後も加盟国の「OECD 環境戦略」の実施をサポートしていく

動の大半については実施面で進展が見られているが、2010 年までにその全ての実施を達成するためには更なる措置が必要とされる。環境問題を経済産業政策に組み入れたり、競争力の喪失や社会的影響に関する懸念に対処したり、科学的理解を深めたり、信頼性の高い比較可能な環境情報を収集したりする必要がある等、政策改革への障害は依然として多い。OECD は今後も、これらの障害の克服方法に関する分析作業や環境指標と国別環境パフォーマンス審査による各国の進捗状況の監視によって、加盟国の「OECD 環境戦略」の実施をサポートしていく意向である。

多言語要約は、英語とフランス語で発行されている OECD 出版物原著の抄録を翻訳したもので、OECD Online Bookshop (www.oecd.org/bookshop/) で無料で入手・閲覧できます。

多言語要約の検索

タイトルによる検索

探している本のタイトルが分かっている場合には、Online Bookshop の検索エンジンに英語タイトルを入力し、検索を実行してください。

言語による検索

多言語翻訳のリストを入手するには Online Bookshop の詳細検索エンジンの言語を選択してください。

お問い合わせやコメントの送付先

お問い合わせやコメントの送付は OECD 広報局権利・翻訳部にお願いいたします。

Eメール：rights@oecd.org

ファクス： +33 1 45 24 13 91

住所： OECD Rights and Translation unit (PAC)
2, rue André-Pascal
75775 Paris Cedex 16
France

ウェブサイト www.oecd.org/rights/

This summary is not an official OECD translation.



© OECD, 2004

Reproduction of this summary is allowed provided the OECD copyright and title of the original publication are mentioned.